



平成30年6月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ム ア ッ プ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 美 藤 宏 一 郎  
(コード番号：3661)  
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 総 務 経 理 部 長 藤 池 季 樹  
TEL. 03-5467-7125

(訂正)「株式会社エムアップによるEMTG株式会社の  
株式の取得及び株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」の一部訂正について

平成30年5月31日に開示いたしました「株式会社エムアップによるEMTG株式会社の株式の取得及び株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」の記載事項の一部に訂正がございました。お詫び申し上げますとともに下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所を下線を付して表示しております。

記

訂正箇所及び内容

「4. 本株式交換の概要 (2) 本株式交換に係る割当ての内容 (注3) 単元未満株式の取扱い」

(訂正前)

本株式交換により、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなるEMTGの株主の皆様につきましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

①単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対しその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

②単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様が当社に対し、保有されている単元未満株式と併せて1単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

(訂正後)

本株式交換により、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなるEMTGの株主の皆様につきましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

・単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対しその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

以 上